

岐阜市立長森中学校いじめ防止基本方針

平成26年 4月策定
平成30年 4月改定
平成31年 2月改定
令和元年 7月改定
令和元年11月改定
令和 2年 4月改定
令和 3年 4月改定
令和 4年 4月改定
令和 5年 4月改定
令和 6年 4月改定

■ はじめに

ここに定める「岐阜市立長森中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

本校では、「相手の気持ちを考えて行動すること」「いじめや差別を許さないこと」「一人一人の個性や思いを尊重すること」「仲間との関わり合い、助け合いを大事にすること」「人と人を結ぶ温かい言葉と絆を大切にすること」の五つからなる「長森中学校 生徒会 思いやり宣言」を柱とし、各学級において重点項目を設定して取り組んでいくことで、誰もが安心して生活できる学校の実現を目指している。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものをふくむ。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても該当児童生徒や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の

教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか、面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(4) いじめの基本認識

学校の教育活動全体を通じて、次のような認識を十分理解し、いじめ防止等に当たる。

① 「いじめは、絶対に許さない」

・いじめた者だけでなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

② 「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童生徒に対する個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人一人 ～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

- 1 どの子も全力で応援する → 誰も一人ぼっちにさせない
- 2 いつでもどんな相談も聞く → どんなことも受け止める
- 3 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する → いじめはみんなで必ず止める
- 4 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう
→必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる

学校の教育活動全体を通じて、次のような考えに基づき、いじめ防止等に当たる。

- ① 生徒の心身の安全・安心を最優先に考え、危機感をもって、未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守る。
- ② 全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ③ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、生徒一人一人に徹底できるように努める。
- ④ 「いじめをしない、させない、許さない学校・学級づくり」を進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。

(6) 保護者の責務等

「いじめ防止対策推進法」第9条に「保護者の責務」が定められていることを受け、学校とPTAが協力して進め、保護者としての役割についても明記することとする。

いじめ防止対策推進法

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導

を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及び、その設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、第三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

2 いじめの未然防止のための取組

私たち教職員は、次のことを共通の構えとして学校の教育活動を進める。

(1) 魅力ある学級・学校づくりの推進

- ・ 4人をベースとした小集団学習を位置け、一人一人の生徒が主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感が得られるよう、教科指導を充実させる。
- ・ 生徒会活動、特別活動を通して共感的な人間関係づくり、自発性・自治力の育成に努める。
- ・ 全ての生徒が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間とかかわり、自己存在感や所属感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることのできるよう指導に努める。
- ・ 毎月3日を「いじめを見逃さない日」とし、いじめ対策監を中心に、管理職をはじめすべての職員やスクールカウンセラー等で、長森中学校の生徒が楽しく、安心して生活できる学校をめざす取組を行う。

(2) 安心感を生み出す指導（仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制の整備）

- ・ いじめ未然防止に係る校内掲示（いじめ対応フロー・「4つの約束」・「いじめとは」）を位置付ける。
- ・ 毎日の生活ノートの見届けや休み時間の声かけ、いじめ対策監による見守りや声かけなど、安心して日々の学校生活を送ることができる土台を築く。
- ・ 教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対に許されないことについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・ 「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。
- ・ 「学校が生徒に示す4つの約束」を職員室内に掲示し、全職員で共通理解・共通行動に努める。

(3) 生命や人権を大切にす教育の推進

- ・ 様々な人とかかわり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、研修旅行、宿泊学習、職業講話、地域ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実するよう努める。
- ・ 教育活動全体を通じて、生徒一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自立の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実させる（いじめを見逃がさない日、自殺予防・性に関する教育などの生命の尊厳への理解など）。
- ・ 生徒会執行部が中心となり、「長中 思いやり宣言」に込められた思いを全校で確認し、一人一人の生徒が安心して生活できる仲間関係づくりを進める。
- ・ 誰もが差別や偏見を見逃さず、互いに思いやりの心をもってかかわることができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(4) 全ての教育活動を通じた指導

教育活動全体を通じて、次の3点を留意した指導の充実に努める。

- ① 生徒に自己存在感を味わえるような指導を進める。
- ② 共感的な人間関係を育成するような指導を進める。

③ 自己決定の場を与え、自己の可能性を開発するような援助を進める。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・ スマートフォンや通信型ゲーム機等の取り扱いに関する指導について、教職員及び保護者の間で共通理解を図るように努める。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての警察、外部講師等による指導を一層充実させる。
- ・ インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、保護者や地域の方も交えた情報交流会等、自治的な活動を充実させる。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・ 傍観者にならないために…相談カード/SOSカードの活用、SOSの出し方教室、情報提供アンケート等

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実

毎日の生活記録や学校での様子を元にした日常的な生徒との対話、2カ月に1度の定期的なアンケートの実施、年間3回の教育相談週間等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努める中で、「いじめを受けている生徒」に気づくだけでなく、「いじめを受けている（何らかの辛い思いをしている）仲間の存在に気づいている生徒」や「人間関係のトラブルを抱えていそうな（加害者になりうる生徒）」等の存在を察知し、変化を多面的に分析し対応に生かす。

- ・ 年間3回の学校生活アンケート（いじめアンケート）は記名式とし、保護者配信メールで周知し、家庭に持ち帰って記入する。「いじめ防止・対策委員会」で調査結果を確認し、必要な対策を検討する。
- ・ アンケートは、担任→学年主任→生徒指導主事（いじめ対策監）と必ず複数の教員で確認をする。
- ・ 「SOS/教育相談カード」の導入により、被害者だけでなく発見した生徒もより相談しやすい環境を整え、いじめを見逃さない体制を整える。
- ・ 生活記録や生徒の行動観察から、学級担任や教科担任、養護教諭等の全教職員が、生徒の些細なサインを見逃さないきめ細かい情報交換に努め、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員等と協力して、生徒や保護者が相談できる体制を整備する。

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の連携体制の徹底

- ・ いじめ対策監による見守り（校内巡視）、迅速かつ組織的に対応するための校内組織やその手順の整備（フロー図）と共通理解を徹底する。

(4) 教育相談体制の充実

問題解決的な教育相談とともに、全生徒を対象とする開発的教育相談及び、不安や悩みを抱える生徒に働きかける予防的教育相談をあらゆる機会をとらえて行い、教育相談の充実に努める。

- ・ 教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。
- ・ 問題発生時には、問題が深刻になる前に早期に対応できるように、危機意識をもって生徒の相談に当たる。
- ・ 生徒の変化に組織的に対応できるようにするために、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図るように努める。

(5) 教職員の研修の充実

- ・ 年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、一人一人の教職員が早期発見・早期対応及び未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実させる。
- ・ 学校組織で判断し、情報を共有して対応にあたる。

(6) 保護者・地域との連携

- ・ 学校の基本方針は、P T A総会資料に掲載し、P T A総会の場で周知に努める。
- ・ 自治会連合会長と連携し、各校区の公民館や青少年会館等もS O Sを発信できる場とする。
- ・ 事案発生時には、できるだけ早期に関係する生徒の保護者へ情報提供を行い、管理職による情報提供の履行の見届けといじめの解消に向けた保護者との前向きな協力関係作りに努める。

(7) 関係機関等との連携

- ・ 事案発生時には、直ちに教育委員会へ報告する。
- ・ いじめを中心とする生徒指導上の諸問題解決のために、問題を学校だけで抱え込むことなく、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、子ども・若者総合支援センター、こどもサポート総合センター、スクールロイヤー等との連携を大切にする。
- ・ インターネット上の誹謗中傷については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して問題解決に当たる。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

いじめ防止対策推進法 第22条

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

岐阜市いじめ防止等推進条例 第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

いじめの未然防止、早期発見・早期対応を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、次の委員により構成される「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置する。

教職員： 校長、教頭、いじめ対策監、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭 等
教職員以外： P T A会長、学校運営協議会委員代表、スクールカウンセラー、スクール相談員、民生主任児童委員 等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「長森中学校いじめ防止プログラム」

月	取組内容	備考
4	<ul style="list-style-type: none">・ 職員研修会で前年度の実態と対応等の引継、今年度の方針の伝達・ 始業式、入学式での「学校いじめ防止基本方針」の説明・ 学校だより、学校ホームページによる方針の発信・ ICTを活用した子どもの健康サポート「ここタン」の利用オリエンテーション・ SNSの使い方研修（1年生対象）・ 校内いじめ防止対策委員会・教育相談委員会	「方針」の確認
5	<ul style="list-style-type: none">・ P T A総会での説明（方針、保護者の役割等）	

	<ul style="list-style-type: none"> ・校内いじめ防止対策委員会・教育相談委員会 ・生徒総会での「長中思いやり宣言」の確認 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止強化週間」（6月26日～6月30日） ・第1回いじめアンケート（記名・持ち帰り） ～教育相談週間 即時対応・指導、事後指導等の見届け ・校内いじめ防止対策委員会・教育相談委員会 ・「いじめ防止等対策推進会議」／学校運営協議会（方針等の説明） ・「オレンジリボンキャンペーン」長森中学校いじめ防止チーム（仮）の創設。 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめについて考える日」（7月3日） ・「生徒会 思いやり宣言」の重点項目の設定（各学級） ・第1回教職員取組評価アンケート ・校内いじめ防止対策委員会・教育相談委員会（7月までの評価） ・三者懇談 	第1回 県いじめ調査
8	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会サミット ・校内いじめ防止対策委員会・教育相談委員会（9月からの指導） 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・学校ホームページ等による取組経過等の報告 ・校内いじめ防止対策委員会・教育相談委員会 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・校内いじめ防止対策委員会・教育相談委員会 ・第2回いじめアンケート（記名・持ち帰り記入式） 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ～教育相談週間 即時対応・指導、事後指導等の見届け ・「ひびきあいの日」・・・「生徒会 思いやり宣言」重点項目の振り返りと交流。 ・「人権いじめアンケート」（生徒会主催） ・道徳の時間における情報モラル指導 ・校内いじめ防止対策委員会・教育相談委員会 ・「いじめ防止対策推進会議」／学校運営協議会 	いじめ防止月間
12	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回「教職員取組評価アンケート」 ・三者懇談 ・校内いじめ防止対策委員会・教育相談委員会 	第2回 県いじめ調査
1	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会（県調査の校内調査報告等） ・次年度の指導方針の検討 ・校内いじめ防止対策委員会・教育相談委員会 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回いじめアンケート（記名・持ち帰り記入式） ～教育相談週間 即時対応・指導、事後指導等の見届け ・学校運営協議会 ・学校運営協議会 ・「いじめ防止等対策推進会議」／学校運営協議会 ・校内いじめ防止対策委員会・教育相談委員会 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・校内いじめ防止対策委員会・教育相談委員会 ・第3回「教職員取組評価アンケート」（1年間の評価） ・学校だよりによる次年度の取組等説明 	第3回 県（国）いじめ調査

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・ 「いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実認識や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・ いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的かつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等対策推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・ いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。最終的には必ず校長が生徒及び保護者への指導を見届ける。
- ・ 保護者との連携のもと、謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・ いじめを受けた生徒に対しては、3か月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ生徒を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中長期的な取組を行う。
- ・ 同様に、いじめた側の生徒に対しても、保護者と連携し生徒の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

【大まかな対応順序】

※別紙フロー図参照

(2) 「重大事態」と判断された時の対応（法第28条・条例第20条に基づいて明示）

いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるときについては、次の対応を行う。具体的には、以下のようなケースが想定される。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○生徒が自殺を企図した場合 | ○身体に重大な傷害を負った場合 |
| ○金品等に重大な被害を被った場合 | ○精神性の疾患を発症した場合 |

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査を行う。
- 調査を行う組織の構成は、弁護士や医師、学識経験者、心理の専門家や福祉の専門家なども加え、公平性・中立性を確保する。
- この調査を行った場合には、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察に通報し、適切な援助を求める。

7 保護者の役割

- ・ スマートフォン等に関わる様々な問題について、各種の報道や関係機関、学校等から提供される資料等を参考にしたり、講演会・研修会等に参加したりするなどして理解することに努める。
- ・ 子どもとの対話に心がけ、子どもの変化や悩み等について親子で話し合ったり、学校に相談したりするなどしながら、子どもが自らの力で解決できるよう支援に努める。
- ・ いじめは人として絶対に許されないことや思いやりの心をもつことの大切さ、よりよい生き方を貫くこ

との素晴らしさなどについて、折に触れて指導するように努める。

- ・ 日頃から子どもの言い分にも十分耳を傾けるなど、親子の対話を心がける。
- ・ 我が子の周囲でいじめが疑われるような情報を得たときには、「大丈夫だろう」などと安易に判断せず、我が子に対しても無関心な立場を取らせるのではなく、深刻ないじめに発展しないように止める勇気をもつことや学校に相談することなどを助言するよう努める。
- ・ いじめが疑われるような場面を見た場合には、その場で一声かけるよう努めるとともに、学校等に情報提供するように心がける。
- ・ 我が子がいじめをしてしまった場合には、保護者としての責任の取り方を我が子に見せるよいチャンスととらえ、被害の生徒・保護者に謝罪するとともに、改めて我が子に事の重大さを諭すことを心がける。
- ・ 問題後には、我が子の小さな頑張りや変化をとらえ、認め・励ますことを心がける。
- ・ 我が子がいじめを受けてしまった場合には、学校等とも相談しながら、子どもの心に寄り添い問題を乗り越えることができるように支援する。

8 学校評価における留意事項

いじめの未然防止、いじめ実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、学校評価において次の点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ①いじめの未然防止の取組に関すること。
- ②いじめの早期発見の取組に関すること
- ③いじめの再発を防止するための取組に関すること

9 個人情報の取り扱い

○個人調査（アンケート等）について

- ・ 保護者から「いじめがあった」等の申立があった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等一次資料の保存期間は、最低でも当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年(卒業後)とする。

○指導記録について

- ・ 1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、生徒の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）

○校種間、学年間での確実な引き継ぎ

- ・ 個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引き継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。